5 前項の調書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 前項の調書を書面をもつて作成する場合　裁判所書記官が署名押印し、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が認印すること。

二 前項の調書を電磁的記録をもつて作成する場合　裁判所書記官が調書が自らの作成に係るものであることを示すとともに当該調書の改変を防止するために必要な措置をとり、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が当該調書の内容を確認したことを当該調書上明らかにする措置をとること。

6 第一項第二号に掲げる手続による調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の記載又は記録の正確性について異議を申し立てたときは、前二項の規定を準用する。

（速記録の作成）

第五十二条の三 裁判所速記官は、速記をしたときは、速やかに速記原本を反訳して速記録（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下同じ。）を作らなければならない。ただし、次条ただし書又は第五十二条の七ただし書の規定により速記録の引用が相当でないとされる場合は、この限りでない。

（証人の尋問調書等における速記録の引用）

第五十二条の四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を調書に引用し、訴訟記録に添付して又はファイルに記録して、これを調書の一部とするものとする。ただし、裁判所又は裁判官が、尋問又は手続に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

（速記録引用の場合の措置）

第五十二条の五 前条本文の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とする場合においては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2 前項に規定する場合には、次に掲げる手続による。

［一・二 略］

三 尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、その申立てを速記させること。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立てについての意見を速記させることができること。

四 裁判所書記官に第一号に掲げる手続をした旨を調書に記載させ、又は記録させるとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、供述者に当該イ又はロに定める措置をとらせること。

イ 調書が書面をもつて作成される場合　調書に署名押印すること。

ロ 調書が電磁的記録をもつて作成される場合　第一号の速記が相違ないことを確認した旨を調書上明らかにすること。

［新設］

5 第一項第二号の例による調書を公判期日において取り調べた場合において、検察官、被告人又は弁護人が調書の記載の正確性について異議を申し立てたときは、前項の規定を準用する。

（速記録の作成）

第五十二条の三 裁判所速記官は、速記をしたときは、すみやかに速記原本を反訳して速記録を作らなければならない。ただし、第五十二条の四ただし書又は第五十二条の七ただし書の規定により速記録の引用が相当でないとされる場合及び第五十二条の八の規定により速記原本が公判調書の一部とされる場合は、この限りでない。

（証人の尋問調書等における速記録の引用）

第五十二条の四 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述並びに訴訟関係人の申立又は陳述を裁判所速記官に速記させた場合には、速記録を調書に引用し、訴訟記録に添附して調書の一部とするものとする。ただし、裁判所又は裁判官が、尋問又は手続に立ち会つた検察官及び被告人、被疑者又は弁護人の意見を聴き、速記録の引用を相当でないと認めるときは、この限りでない。

（速記録引用の場合の措置）

第五十二条の五 前条本文の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述を速記した速記録を調書の一部とするについては、第三十八条第三項から第六項までの規定による手続をしない。

2 前項の場合には、次の例による。

［一・二 同上］

三 尋問に立ち会つた検察官、被告人、被疑者又は弁護人が速記原本の正確性について異議を申し立てたときは、その申立を速記させること。この場合には、裁判長又は尋問をした裁判官は、その申立についての意見を速記させることができること。

四 裁判所書記官に第一号に定める手続をした旨を調書に記載させ、かつ、供述者をしてその調書に署名押印させること。

［新設］